平成２２年（フ）第１８５２号
京都市中京区壬生御所ノ内町27番地14、開始決定時の住所京都市上京区中筋通石薬師上ル大猪熊町348
破産者　加山　裕臣
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
京都市東山区五条橋東４丁目432番地40、前住所京都市左京区山端壱町田町７番地１　京福修学院第２マンション309号
破産者　サロン竹内こと　竹内　陽子
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
京都市中京区壬生東土居ノ内町32番地１　ＭＩＢＵＬ30―４階403号
破産者　福井　　悟
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５８号
京都市西京区大枝北福西町２丁目26番地の９
破産者　荒井　義之
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３８号
大阪府豊中市西緑丘２丁目７番10―103号
破産者　中川　淳子（旧姓岡崎）
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９４２号
大阪府茨木市沢良宜東町11番10号、前住所大阪市東淀川区東淡路２丁目７番17号　ドウェルフジタ102号
破産者　田中　裕一
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１号
福岡県大川市大字本木室２番地１
破産者　佐藤　裕治
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1422番地２サンライズ富士301号
破産者　大城　京子
1　決定年月日　平成23年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

免責許可決定

平成２３年（フ）第１０２号
山口県下関市長府金屋町１番12号
破産者　延井　貞夫
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
山口県下関市垢田町２丁目11番８号　ハイツセレステ102号
破産者　山内　亜衣（旧姓奥原）
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
愛媛県伊予市下吾川1089番地１　ヴィラエテルノＢ102号
破産者　長田　陽子
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２６２号
愛媛県松山市浅海原甲904番地２
破産者　西濱　哲也
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２８５号
愛媛県松山市平井町1613番地　川崎アパート202号
破産者　中川　陽一
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３５号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城5718番地７
破産者　埜下　誠一
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第１０７号
高知市南御座８番40―203号
破産者　濵田　**鶴**壽
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９６号
高知市加賀野井２丁目29番８号
破産者　浅岡　幸江
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０号
福岡県八女市鵜池231番地４
破産者　清水　　隆
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３１号
福岡県八女市鵜池231番地４
破産者　清水　定代
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３１３号
北九州市小倉南区湯川２丁目８番17号
破産者　野村　　光
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５７号
北九州市小倉南区朽網西１丁目６番６―506号
破産者　有家　泰子
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２３号
福岡県中間市大字上底井野104番地１
破産者　田中晋太郎
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２４号
福岡県中間市大字上底井野104番地１
破産者　田中奈起抄
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４３１号
北九州市八幡西区永犬丸南町５丁目４番５号
破産者　髙木眞優美
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４４３号
北九州市小倉南区津田１丁目６番２―110号
破産者　田中　健作
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部